

旧経営陣無罪 福島事故の責任忘れるな

未曾有の被害をもたらした原発事故であっても、電力会社トップらの刑事責任追及は極めて難しい。そのことを改めて示した判決といえる。

事故当時の経営陣の責任もはっきりと問うことができないような状況で、原発再稼働が進むのは危うくないか。そんな疑問が膨らむ。

福島第1原発事故を巡り、巨大津波対策を怠ったとして業務上過失致死傷罪で強制起訴された東京電力の旧経営陣3被告全員に、東京地裁は19日、無罪判決を言い渡した。

最大の争点は、巨大津波を具体的に予見でき、事故を防ぐことが可能だったかどうかだ。

検察官役の指定弁護士は国の地震予測である「長期評価」に基づく最大15・7メートルの津波試算が2008年に出ており、予見可能だったとした。

これに対し、勝俣恒久元会長と武黒一郎、武藤栄の両元副社長の被告3人は「長期評価には信頼性がなく、予見できなかった」と訴え、想定外の規模で防ぐことはできなかったと無罪を主張していた。

判決も長期評価は具体的な根拠を示しておらず、「客観的な信頼性があったとは認められない」とした。

国家が個人に刑罰を科す刑事裁判では、過失の有無について厳格な立証が求められる。今回の判決は、従来の司法判断の流れに沿ったものといえる。

一方で判決は、原発事故を巡る市民感覚とのズレの大きさをまたも浮かび上がらせた。3被告は検察が2度不起訴としながら、市民で構成する検察審査会が強制起訴していたからだ。

永渕健一裁判長は、事故が起きる前までは「絶対的安全性の確保までは前提としていなかった」とし、3人が刑事責任を負うのは妥当ではないとする見解を示した。

福島原発事故で避難を強いられた被災者や原発立地地域の住民には、納得できない人も多いに違いない。

ただし、裁判を通じて社員らのさまざまな証言が集まり、津波対策を巡ってどんなやりとりがあったのか、経営側がどう認識していたのかが明らかになったことに意義はある。

原発立地地域に暮らす住民の安全を守るには、最終的な決定権限を持つ経営陣の危機意識が鍵になる。これが審理を通して提示された教訓だろう。今後に生かさなければならない。

福島原発事故から8年半が過ぎても地元は復興には程遠い。3被告も東電も、無罪判決によって福島事故の責任を免れるわけではないことをしっかりと肝に銘じるべきだ。

今回の裁判は、原発事故を巡る「個人」への刑事責任追及の困難さと同時に、大事故の被害者や遺族がこれまでも求めてきた「組織罰」の必要性を突き付けたともいえる。

組織内での責任の所在の曖昧さが、責任追及だけでなく、真相解明の壁になる。そうした事態を招かないためにも、法整備を急ぐ必要がある。